ルールを守って事故防止

交通事故防止運動

昨年の夏の交通事故防止運動

7月15～24日は「令和2年度夏の交通事故防止運動」期間です。

同運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を身に付け、交通事故防止の徹底を図ることが目的です。子どもや高齢者の保護意識を高め、交通事故を防止しましょう。重点的な取り組みは次の通り。

【子どもと高齢者の交通安全】夏休みは屋外で活動する子どもが増加します。交通ルールを守るよう日々声掛けをし、飛び出しなどによる交通事故を防ぎましょう。交通事故の死亡者数では、高齢者が4割以上を占めています。通り慣れている道でも過信せず、遠回りでも信号機のある横断歩道や歩道橋を渡りましょう。

【自転車の交通安全】自転車利用者は、次の自転車安全利用五則を守り、安全に利用しましょう。

▽車道が原則、歩道は例外▽車道は左側を通行▽歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行▽安全ルール（2人乗り・並走の禁止）を守る▽子どもはヘルメットを着用。

【飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶】重大事故の原因となる飲酒運転など悪質・危険運転による交通事故を防ぐため、酒を飲んだら運転しない、運転する時は飲まない、運転する人には飲ませないようにし、悲惨な事故を根絶させましょう。

【全ての座席にシートベルトとチャイルドシートを】シートベルトやチャイルドシートを全ての座席で必ず着用し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図りましょう。

問市都市安全企画課☎784・8055。

◆8月13～15日は市内学校園が休庁します　市内公立幼稚園、小・中学校、伊丹特別支援学校、市立伊丹高は、教職員の休暇取得の促進を目的に、8月13～15日は閉庁します。

問学校・生活指導に関することは市教委学校指導課☎780・3534、保育に関することは市委幼児教育推進課☎780・4355。

◆0～5歳児の保育料無償化　幼児教育・保育の無償化が10月から小学校就学前の3～5歳児クラスの子どもと、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもを対象に始まります。

問市教育政策課☎784・8013、安全・事故に関することは市教委保健体育課☎784・8087、教育行政全般は市教委教育政策課☎784・8081。

鈴原・荻野小学校区 地域自治組織を設立

鈴原・荻野小学校区で地域自治組織を設立しました。

同組織は、おおむね小学校区を活動範囲として、範囲内に居住する全ての市民が活動に参画できるように規約などを整備しています。

今後、住民アンケートやまちあるき、意見交換会を経て地域の将来像の実現に向けた取り組みなどを定める「地域ビジョン」を策定し、地域の実情に応じて使い道を決めることができる地域総括交付金を活用し、ビジョンの実現を目指します。

問市まちづくり推進課☎780・3533。

◆市長・市議会の交際費を公開　四半期ごとの市長・市議会の交際費の支出明細と集計表を公開しています。

4～6月分は7月31日から▽市長交際費＝市役所2階の総務課（☎784・8015）▽市議会交際費＝議会棟2階の市議会事務局（☎783・1344）――で閲覧できます。閲覧無料。

◆生活費と家賃の相談が同時にできる窓口を開設　新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人を対象に、ワンストップで次の通り相談を受け付けます。

【相談内容】▽生活費の貸し付け▽賃貸住宅の家賃補助【窓口】いたみいきいきプラザ2階（午前9時～午後5時）。

問住居確保給付金・緊急小口資金・総合支援資金ワンストップ案内窓口☎787・6004。

◆自転車駐車場学生定期券払い戻し　市は、市内各駅周辺自転車駐車場（一部民間駐輪場含む）の学生定期券利用者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校になった3月以降の定期料金の払い戻しなどを行っています。

申請期間は、定期駐車券の通用期間の満了日か学校の休校が終了した日（最長5月31日まで）のいずれか早い日から90日以内。

申請方法など詳しくは、市ホームページで確認を。

問市都市安全企画課☎784・8055。

人権意識を高める・深める

人権標語を募集

市は、市民一人一人があらゆる人権問題を自らの課題として受け止め、人権文化に満ちたまちづくりを進めることを目的に人権標語を募集します。

応募資格などは次の通り。

【応募資格】市内在住・在勤・在学の高校生以上【応募内容】日常生活を通して、基本的人権を守ることを訴える未発表作品（いじめについて子どもたちへのメッセージも含む）。

優秀作品と入選作品には、記念品を贈呈。

申はがきか封書に住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、標語を書いて、8月20日までに郵送（必着）で〒664・8503伊丹市教育委員会事務局人権教育室（☎784・8113。ファクス780・3519も可）へ。

◆市民後見人養成講座（自宅で受講可）を開催　認知症高齢者や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でない人の権利や利益を擁護する「市民後見人」の養成講座を次の通り開催します。

【受講期間】9～12月【受講方法】次のいずれか▽オンライン受講▽DVDで受講▽いたみいきいきプラザで開催する講座に参加【対象・定員】市内在住・講座を受講できる30人（弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認会計士・会計士・税理士・行政書士除く）。

無料。

申8月21日までに電話で社会福祉協議会☎787・6004（フクス787・6911も可）へ。先着順。

◆産業技術短期大への伊丹市特待生選考試験を実施　8月17日（月）午後1時、総合教育センターで。

対象は市内在住か市内の高校に在籍する今年度卒業か卒業見込みの生徒。

申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、7月30日～8月5日に直接か郵送（消印有効）で〒664・8503伊丹市教育委員会事務局教育政策課（☎784・8081）へ。

市家庭菜園 利用者補欠登録者募集

市は、家庭菜園の利用者と区画に空きが出たときに利用できる補欠登録者を次の通り募集します。募集菜園は下表の通り。

▽対象＝市内に住所がある20歳以上の人か学校園、福祉施設など（現在、市家庭菜園を利用している人は不可。応募は1世帯（1施設）につき1菜園のみ）▽利用料（年額）＝標準20平方㍍で1万5千800円（年度途中の利用は減額）。

申電話で市農業政策課☎784・8050へ。先着順。

◆県民まちなみ緑化事業　県は、植樹や芝生化など緑化活動の経費の一部を助成します。

【対象経費】▽①一般緑化②校園庭・ひろばの芝生化③駐車場の芝生化④建築物の屋上・壁面緑化に要する経費▽上限最大＝①②400万円（②はポップアップ式スプリンクラーなどを整備の場合最大100万円を加算）③375万円④250万円▽個人・法人の補助額＝対象経費の2分の1（最大250万円）。

【対象規模】▽住民団体＝①②30③④100平方㍍以上▽個人・法人＝100平方㍍以上。

【募集期間】11月30日まで。

問市みどり自然課☎780・3521（①②は阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課☎0797・83・3191、③④は県都市政策課☎078・362・3563も可）。

募集菜園

菜園名	所在地	空き区画	利用期限
2	瑞原2	各1	令和3年2月末
29	中野東2		
55	昆陽南5		
34	中野東2		4年2月末
37	池尻6	3	
46	鴻池6	2	
47		1	
60	昆陽南4	3	
57		2	5年2月末
30	池尻2	1	6年2月末
32	池尻6	3	7年2月末
52	寺本6	4	
53	寺本東2	6	

児童手当現況届

至急提出を

6月上旬に送付した「児童手当・特例給付現況届」をまだ提出していない人は、至急提出してください。

未提出の場合、6月分からの手当が支給停止になります。

市こども福祉課☎784－8030

7月31までに申請を

事業所等賃料補助制度

市は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業所などに次の通り賃料補助を行っています。

【補助内容】市内事業所などの1カ月分の賃料に対して1事業者当たり上限10万円。

【対象】▷市内に事業所などを賃借している個人事業主、小規模法人▷セーフティネット保証5号の指定業種▷3月以降の任意の月の売上高が前年同月比で個人事業主は20％以上、小規模法人は50％以上減少している――など。

必要書類などは、二次元コードで確認を。

申7月31日までに直接か郵送（必着）で〒664－8503伊丹市役所商工労働課事業所等賃料補助担当（☎764－7749）へ。